

高病原性鳥インフルエンザ

Highly Pathogenic Avian Influenza

防疫対策徹底のポイント

01 重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。

10月から翌年5月までは警戒を強化。特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

02 発生予防対策

1 家きん飼養農場における発生予防の徹底

入出時対策

消毒・更衣前後における交差のない動線、明確な境界線の確保。

作業従事者のほか、外部事業者も対策を徹底



野生動物対策

農場内の整理・整頓、堆肥舎や鶏糞搬出口への覆いの設置。

一見隙間のなさそうな家きん舎でも入念に侵入口を点検



入気口対策

粉じん、羽毛等の取込み対策に野鳥避けの設置。フィルター設置も検討。

普段は目が届きにくい場所の対策も重要



2 飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検

飼養衛生管理の基本的な管理項目を飼養衛生管理者が一斉点検、毎月都道府県で取りまとめ。

03 まん延防止対策

1 毎日の健康観察、異状の早期発見&早期通報

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。

◎今シーズンも、渡り鳥の飛来によって高病原性鳥インフルエンザウイルスが国内に侵入する可能性は極めて高く、**厳重な警戒が必要です。今一度、発生予防対策の徹底をよろしくお願いします。**

ネズミや害虫の駆除、破損箇所の修繕、農場及び共同施設への出入り時の消毒などにも注意！



京都府中丹家畜保健衛生所

〒620-0954 福知山市字半田371-2

Tel : 0773-25-1860 *休日・夜間は転送されます

Fax : 0773-25-1861